議案第６０号

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部改正について

木津川市議会議員報酬等に関する条例（平成１９年木津川市条例第４１号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月２６日提出

木津川市長　谷口　雄一

提案理由

令和８年９月２８日に木津川市特別職報酬等審議会に議員報酬についての検証と改定の必要性を諮問したところ、令和８年１０月２６日の答申において、府内の他市及び類似団体の状況等を鑑み、地方自治体の担い手を安定的に確保し、多様な人材が議会活動に参画できる環境を整えることが重要であることから、次期改選議員の報酬月額を改定することが適当であると示されたこと等により所要の改正を行うものです。

木津川市条例第　　号

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第１条　木津川市議会議員報酬等に関する条例（平成１９年木津川市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に１００分の１５を乗じて得た額の合計額に１００分の１８０を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に１００分の１５を乗じて得た額の合計額に１００分の１７５を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第２条　木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（報酬） 第２条　報酬の額は、次のとおりとする。 （１）　議長　月額　５４０，０００円	（報酬） 第２条　報酬の額は、次のとおりとする。 （１）　議長　月額　４９０,０００円

（2）　副議長　月額　４７０，０００円	（2）　副議長　月額　４００,０００円
（3）　議員　月額　４２０，０００円	（3）　議員　月額　３７０,０００円
２　議員で議会の常任委員長、議会運営委員長又は広報編集委員長の職にあるものにあっては、前項第３号に定める月額に、１０，０００円を加算した額を支給する。	
３～５　（略）	２～４　（略）
（期末手当）	（期末手当）
第４条　（略）	第４条　（略）
２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に１００分の１５を乗じて得た額の合計額に１００分の１７７．５を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に１００分の１５を乗じて得た額の合計額に１００分の１８０を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

（1）　第２条の規定中第４条の改正　令和９年４月１日

（2）　第２条の規定中第２条の改正　公布の日以後初めて行われる一般選挙によ

り選出された議員の任期の起算日

２　第１条の規定による改正後の木津川市議会議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合は、改正前の木津川市議会議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

政策等の形成過程の説明資料

議案名		議案第６０号　木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部改正について
担当課		人事秘書課　人事係
提案事項の概要等（必要性、効果等）		令和８年９月２８日に木津川市特別職報酬等審議会に議員報酬についての検証と改定の必要性を諮問したところ、令和８年１０月２６日の答申において、府内の他市及び類似団体の状況等を鑑み、地方自治体の担い手を安定的に確保し、多様な人材が議会活動に参画できる環境を整えることが重要あることから、次期改選議員の報酬月額を改定することが適当であると示されたこと等により所要の改正を行うものです。
提案に至るまでの経緯		特別職報酬等審議会関係 ・木津川市特別職報酬等審議会において審議、答申 （９月２８日、１０月２６日） ・政策会議（決裁による：令和８年１０月２８日） 人事院勧告関係 ・人事院勧告発出（令和８年８月７日） ・人事院勧告を受け、課内協議、検討を実施
市民参加の状況		■有　□無 ・木津川市特別職報酬等審議会での審議における公募委員の参加
市総合計画の位置付け	基本方針	７　効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	１７　行財政運営
	施策	⑤　組織・人材育成 Ⅱ　人材育成の充実
概算事業費（単位：千円）		□単年度（　　年度） ■複数年度（令和８年度から） 令和８年度から：　435 千円（人勧分） 令和９年度から：17,209 千円（報酬改定）
将来にわたる効果及び経費の状況		木津川市特別職報酬等審議会で答申された内容を基に、報酬の引上げを行います。 国家公務員の特別職の給与改定に準じて、改定を行います。